

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

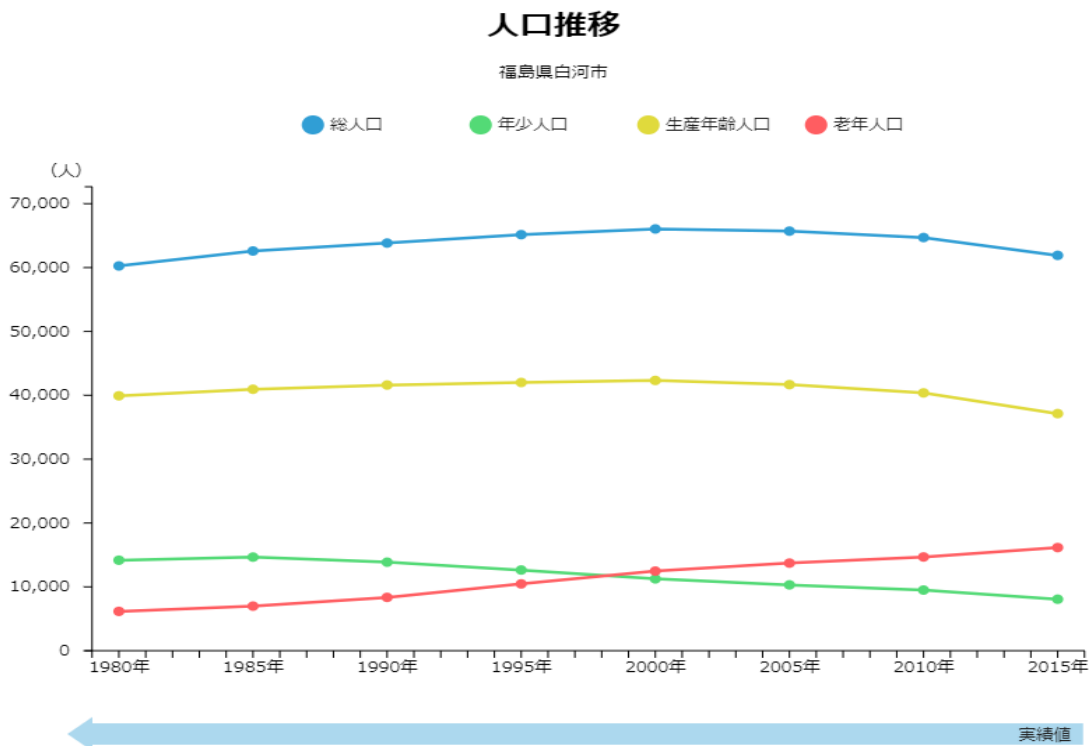
①人口構造

本市は、2005年11月に旧白河市、旧表郷村、旧大信村及び旧東村の1市3村が合併し現在の市域が形成された。総人口は2000年の66,048人をピークに減少しており、2018年には60,796人(2018年6月1日時点)となっている。生産年齢人口は2000年以降、ゆるやかに減少し、年少人口は1985年以降減少が続き、老年人口は一貫して増加している。

また、生産年齢人口が減少に転じ、老年人口が年少人口を上回る2000年以降、総人口は減少している。

国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口によれば、2040年には52,458人にまで減少すると推測されている。労働力人口も2010年時点で40,446人であったのが2040年には27,000人台にまで減少すると見込まれている。

【年齢3区分別人口構成の推移】



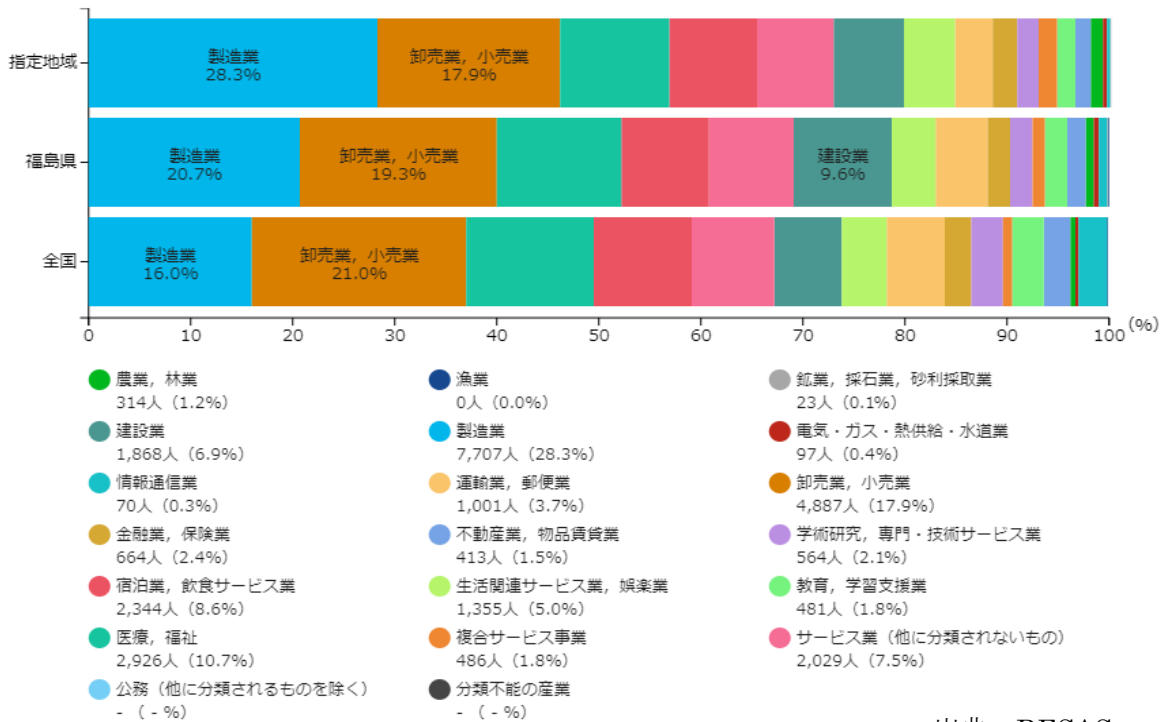
出典：RESAS

②産業構造及び中小企業者の実態等

本市の産業構造については、製造業(28.3%)、卸売業、小売業(17.9%)、医療、福祉(10.7%)、宿泊業、飲食サービス業(8.6%)、サービス業(他に分類されないもの)(7.5%)の順に従業者が多い。

## 従業者数(事業所単位) 2014年

指定地域：福島県白河市

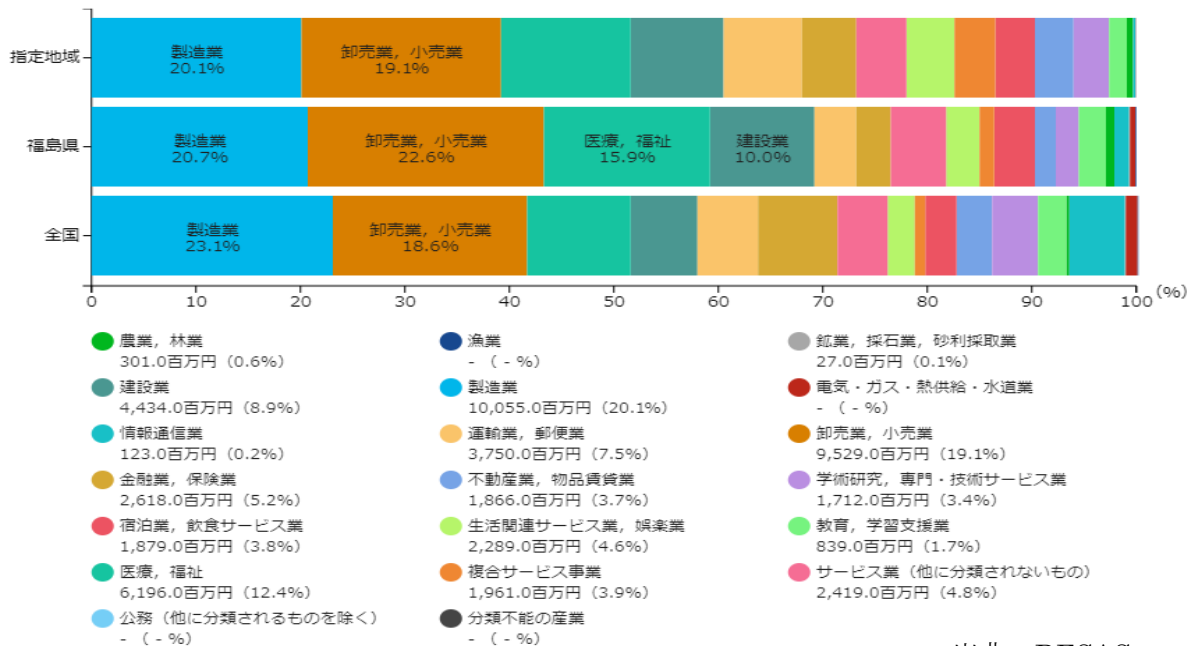


出典：RESAS

また、「製造業」、「卸売業、小売業」で付加価値額の約4割を占め、主要産業となっている。特に製造業については、「輸送用機械関連産業」、「食品関連産業」など高い技術力を有している企業が多く集積している。その他、「医療、福祉」、「宿泊業、飲食サービス業」、「建設業」等、様々な業種が本市の経済、雇用を支えている。

## 付加価値額(企業単位) 2012年

指定地域：福島県白河市



出典：RESAS

中小企業者については、市内企業の大部分が中小企業であり、多様な業種が立地している。団塊世代を中心に経営者の高齢化が進行しており、後継者不足に悩む事業者が増加傾向にあり対策が急務である。

また東日本大震災以降、景気が持ち直し雇用が回復する一方で、少子化により労働人口が減少に転じ、多くの業種で慢性的な人材不足が発生しており、人材確保が急務となっている。(直近の管内の有効求人倍率は1.51倍(2018年4月)となっている。)

このまま人手不足を放置した場合、更なる生産効率の低下を招き、事業からの撤退、働く場の減少による更なる人口流出、税収の低下等地域経済の活力喪失が懸念される。

そのため、生産設備の更新、IT化等による人員配置の効率化を推し進めることにより生産量の維持を図る必要がある。

## (2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、製造業をはじめとする各事業者が積極的に先端設備等を導入し生産性向上を進め、市全体の稼ぐ力を維持し、また、今後成長が見込まれる分野への参入を後押しする。ひいては関連業種への経済的波及効果や若者の雇用の場が確保されることを目指す。

これを実現するために、計画期間中に45件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

## (3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性(中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。)が年率3%以上向上することを目標とする。

## 2 先端設備等の種類

1. のとおり多種多様な産業の様々な設備投資を支援する必要があることから、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

## 3 先端設備等の導入の促進に関する事項

### (1) 対象地域

本市の産業は、市内に点在して立地しているため、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、市内全域を対象地域とする。

### (2) 対象業種・事業

#### ○業種

本市の産業は多岐に渡り、多様な業種が市の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

## ○事業

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進等多様であるため、本計画において対象とする事業は、労働生産性の年率3%以上向上に資すると見込まれる事業全てとする。

### 4 計画期間

#### (1) 導入促進基本計画の計画期間

令和5年4月1日～令和7年3月31日の2年間

#### (2) 先端設備等導入計画の計画期間

事業者において3年間、4年間、5年間のいずれかの期間を選択し、設定するものとする。

### 5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ①人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。
- ②公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない。
- ③市町村税を滞納している者が行う事業については、先端設備等導入計画の認定の対象としない。